

本市の対応について

県がB A. 5 対策強化宣言の協力要請内容を変更したことを受け、市主催・共催イベントの取扱いについて、9月9日（金）から以下のとおり変更する。

収容定員の制限等について（※1、※2）

		施設の収容定員		
		5,000 人以下	5,001~10,000 人	10,001 人以上
大声なし	安全計画の策定あり（※3）	収容定員まで		
	安全計画の策定なし（※4）	収容定員まで	5,000 人まで	収容定員の半分まで
大声あり（※4）		収容定員の半分まで		

（※1）細部については、県の要請のとおり

（※2）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）とすること

（※3）「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベント（「大声なし」又は「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分する場合に限る。）は、感染防止安全計画を策定し、県に確認を受けること

（※4）感染防止安全計画を策定しないイベントについては、県が定める「チェックリスト」様式に感染防止対策を記載し、ホームページ等で公表すること

凡例：下線部は前回からの変更箇所